甲府市緑が丘スポーツ公園施設整備基本計画【概要版】

令和８年２月 改

1.計画の目的

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 12 条では、「国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（設備を含む。）の整備や利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」としており、同条第 2 項では「スポーツ施設を整備するにあたっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障がい者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。」と規定されています。

これにより本市では、第六次甲府市総合計画に掲げる基本目標 1「いきいきと輝く人を育むまちをつくる」の中で、「市民が生涯にわたり身近な場所でスポーツに親しむことで健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、関係団体と連携し、生涯スポーツの普及をはじめ、競技力の向上やスポーツ施設の整備に取り組む。」としています。

このうち、スポーツ施設の整備におきましては、施設の老朽化対策と計画的な改修の方向性を明らかにした「甲府市スポーツ施設整備基本方針（平成 30 年 3 月策定、以下「基本方針」という。）」を策定する中で、甲府市緑が丘スポーツ公園（以下「本公園」という。）は、「適切な維持管理はもとより、市民や競技団体等の意見などを反映しながら計画的・効率的な整備を行う。」としております。

その後、平成 31 年 3 月には、基本方針に基づき、本公園の再整備の具体的な整備内容やスケジュール等を明らかにした「緑が丘スポーツ公園施設整備基本計画（以下「本計画」という。）」を策定し、令和２年度から令和６年度の５年間において、本計画に基づいた野球場の一部及び庭球場の再整備（以下「前期整備」という。）を行いました。

本計画の策定から 6 年が経過し、この間、都市公園法の改正における公募設置管理制度（Park-PFI）の創設に伴う甲府市都市公園条例の改正をはじめ、国のスポーツ基本計画、山梨県及び本市のスポーツ推進計画等の改訂や甲府市公共施設再配置計画（令和元年７月策定）の策定など、都市公園やスポーツ施設等のあり方や公民連携による施設整備・管理運営の効率化などの施設整備等に係る基本的な考え方が、大きく変化しているところです。

また、地域に求められるスポーツ施設の質・量などの市民ニーズも多様化し続けており、先行きの見えない物価高騰による厳しい財政状況下にあって、今後も安全で快適なスポーツ公園を提供していくためには、改めて施設が抱える課題等を把握・整理するとともに、その課題等の解決に向け、広義な視点から再整備の効率化を見直す必要があります。これらの状況を踏まえ、本公園における今後の再整備を効率的かつ効果的に進めることを目的とし、このたび本計画を改訂するものとします。

なお、本計画は、上位計画、国・県の関係計画等の改訂や社会情勢の変化等の状況により、適宜見直しを行います。

2．本公園の現況

本公園は、昭和 27 年に山梨県が設置した施設であり、設置当初は庭球場、野球場、水泳場が整備され、昭和 39 年に「山梨県営総合運動場」と称する都市公園となり、県民のスポーツ振興及び体力増強に資する施設として運営されてきました。その後、昭和 63 年 4 月に、体育館及び室内プール等を除く施設が山梨県から本市に移管され、以後、本市が管理する「緑が丘スポーツ公園」として現在に至っています。

（1）公園基礎情報

① 施設概要	名称、所在地、開設年月日、公園種別、施設延床面積、敷地面積、駐車台数 他
② 土地概要	敷地面積、地目、法令に基づく制限、用途地域、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、埋蔵文化財包蔵地 ハザードマップ（土砂災害、洪水、液状化、揺れやすさ）、供給処理施設、接道

（2）管理運営状況

本公園の有料運動施設の管理運営は、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項」及び「甲府市都市公園条例（昭和 32 年条例第 52 号）第 3 条の 2」の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行っています。

年間の管理運営費は、指定管理料（約 6,000 万円/年:スポーツ課）のほか、除草委託料（約 400 万円/年:公園緑地課）で、年間約 6,400 万円を要しています。

また、本公園のスポーツ施設は、「甲府市緑が丘スポーツ公園有料運動施設管理運営規則」の第 9 条に基づき、土曜日の利用については、本市に住所のある未就学児、小学生、中学生、高校生（特別支援学校を含む）の利用料を減免又は無料としているほか、同規則において、毎週第 4 日曜日を本市の「一般公開日」と定め、市民に無料開放を行っています。

（3）公園周辺図及び全体図

本公園は、県管理区域の 11.1ha と、昭和 63 年に県から本市に移管された 19.6ha の計 30.7 ha で構成する都市公園であり、公園中央には、市民が自由に利用できる船出広場があり、東側に野球場、水泳場、西側に球技場、陸上競技場、南側に庭球場といった有料の運動施設エリア（約 11.3ha）を配置し、周辺は、北西部の県管理区域、西側の市管理区域の公園丘陵部（山林:8.3 ha）と住宅地に囲まれた立地となっています。運動施設エリアの地形は、球技場の標高が 292.87m と最も高く、テニスコート B が 288.31m で最も低く、高低差は約 4.5m となっています。

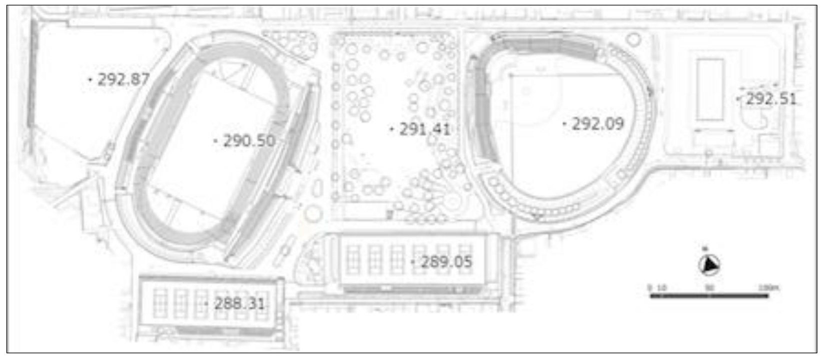

（4）関係条例及び計画等

① 法令・条例等	甲府市都市公園条例、甲府市都市公園条例施行規則、甲府市緑が丘スポーツ公園有料運動施設管理運営規則、甲府市緑が丘スポーツ公園有料運動施設利用要綱
② 防災計画	山梨県地域防災計画、甲府市地域防災計画
③ 関係計画等	（企画部）第六次甲府市総合計画（H28.3 策定）（計画期間 H28～R7） （教育部）第２期 甲府市スポーツ推進計画（R7.7 策定）（計画期間 R7～R9） （まちづくり部）甲府市都市計画マスタープラン（H30.3 策定）（計画期間 H30～R9） （まちづくり部）甲府市公園施設長寿命化計画（R2.3 策定）（計画期間 R3～R12） （まちづくり部）緑が丘スポーツ公園防災公園整備計画（R5.3 策定）（計画期間 R2～） （企画部）甲府市公共施設等総合管理計画(H28.3 策定)（R4.7 改訂）（計画期間 H28～R27） （企画部）甲府市公共施設再配置計画（第１次実施計画）（R1.7 策定）（計画期間 H28～R7） （企画部）甲府市公共施設等マネジメントにおける PPP 導入ガイドライン（R2.9 策定）（R4.7 改訂）

（5）建蔽率

	現況建築面積	建蔽率	建築可能残面積
2%対象面積（便益施設・管理施設）	1,653.035 ㎡	0.844%	2,263.116 ㎡
10%対象面積（休養施設・運動施設）	3,408.883 ㎡	1.741%	16,171.872 ㎡

3．社会潮流

- ◆ スポーツ基本法の改正（令和７年６月）
- ◆ 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめの公表について（国交省）
- ◆ 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会（国交省）
- ◆ 第３期スポーツ基本計画（スポーツ庁）
- ◆ スポーツ施設における官民連携の取組（スポーツ庁）
- ◆ 山梨県スポーツ推進計画
- ◆ 誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業（スポーツ庁）

4．本公園が抱える課題（解決すべき課題）

① 本公園が市民の交流拠点として多様な機能を発揮する「地域資源」となるよう、まちづくりの視点から再整備を検討することが必要です。

② まちなかの身近な地域の憩いの場として、子どもから高齢者まで、多くの世代から親しまれる公園となるよう、休憩スペース、給水スポット、授乳室等の機能のほか、急な降雨や日差しが強い日でも快適に公園を利用することができる機能拡充が必要です。

③ 本公園は広域避難地[※1]等に指定されており、災害発生時の重要施設としての位置付けがなされていることから、平常時のみならず災害発生時における活用も想定した「フェーズフリー[※2]」な施設整備が必要です。

④ 設置から 60 年以上を経過しているスポーツ施設では、施設・設備の老朽化が進行しているほか、バリアフリー対応となっていない箇所が多数存在していることから、障がいの有無や年齢等に関わらず、多くの来園者が快適に利用できるユニバーサルデザイン等に配慮した再整備が必要です。

⑤ 公園内を縦断する通路沿いに駐車場が配置され、自動車が公園内を自由に通行できる状況にあることから、来園者、歩行者の安全を確保するため、人と車の動線分離が必要です。

⑥ スポーツ施設と設備の利用状況等を踏まえ、不整形箇所の是正、低未利用スペースの有効活用の検討など、本公園の更なる機能性向上が必要です。

⑦ 市民スポーツ大会等の大規模イベント時において駐車場が不足していること及び発災時には大型車両が駐留するスペースが必要となることから、再整備にあたっては、普通車及び大型車両の駐車スペースを確保すること、また、公園利用者が各方面からアクセスできるような駐車場の分散配置が必要です。

⑧ 社会全体でデジタル化が加速していることを踏まえ、施設予約のシステム化やスマートロック化など DX[※3] 推進の観点から、公園のあり方を検討することが必要です。

⑨ 建設資材や労務単価の高騰による施設整備等に係るコストが上昇傾向にあり、再整備のみならず整備後の維持管理費による財政負担の増加も懸念されることから、LCC の縮減に配慮した再整備が必要です。

⑩ 本市が、令和 3 年 2 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言していることを踏まえ、「甲府市地球温暖化対策実行計画[※4]」に基づく再整備が必要です。

⑪ 将来的に新山梨環状道路と緑が丘アクセス線が接続することで本公園へのアクセス性が向上していくことを踏まえ、多くの来園者を受け入れることができる公園機能の検討が必要です。

⑫ 広大な山林を有する本公園において、自然環境が有する多様な機能の有効活用を図るとともに、グリーンインフラ[※5] に配慮した再整備が必要です。

⑬ 船出広場のモニュメントの下には、平成元年にタイムカプセルが埋められており、その 50 年後（令和 20 年）に開封することを計画していることから、施設整備の際の配慮が必要です。

5．本公園が目指す将来像

スポーツによる地域活性化や健康づくりへの機運が高まっている中、これからのスポーツ公園は、単にスポーツを「する」・「みる」・「ささえる」場としてだけでなく、公園利用者や地域住民の「Well-being[※6]」の向上に向け、多様化する市民ニーズに対し、能動的かつ機動的に応えるため、本公園が持つポテンシャルを最大限発揮する必要があります。

このことを踏まえ、本公園の再整備にあたっては、次の施設コンセプトのもと（１）～（７）に掲げる将来像の実現を目指すものとします。

からだとこころの元気交流拠点（Well-being の創出）

（１）生涯スポーツの拠点づくり（KOFU NEXT ACTION[※7] 3-3 関係）

本市が令和元年９月に「健康都市」を宣言していることを踏まえ、すべての利用者が安全・快適に利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮するとともに、健康器具やアーバンスポーツ[※8] 機能の配置を含め、各種大会の会場や競技スポーツの練習会場として、子どもから大人まで多くの市民に愛され快適に利用できる生涯スポーツ拠点の創出を図り、「元気つながるまち（元気 city こうふ）」に資する生涯スポーツの拠点づくりを目指します。

（２）子ども応援機能の拡充（KOFU NEXT ACTION 1-1、1-2 関係）

子どもたちがスポーツを「する」、「まなぶ」、「あそぶ」、「交流する」ことができる場と、子育て中の親が交流できる場の創出を図り、心身の育成と豊かな情操を育むことができる「子ども応援機能」を有した公園を目指します。

（３）新たな価値の創出（KOFU NEXT ACTION 2-2、2-4 関係）

甲府駅から 1.5 ㎞圏内にある立地と本公園の四季折々の豊かな自然を活かしつつ、多くの来園者が公園内でゆったりと時間を過ごすことができる場を創出するとともに、甲府駅周辺や湯村温泉郷と連携したスポーツツーリズム（スポーツ・アウトドアを活用した観光振興）の導入を視野に入れながら、周辺エリアの回遊性を生み出す公園を目指します。

（４）ゼロカーボンシティの推進（KOFU NEXT ACTION 4-3 関係）

本市が令和 3 年 2 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言していることを踏まえ、新たな施設整備にあたっては、照明や空調などの設備について、省エネルギーや二酸化炭素排出の抑制に配慮した機器の導入を進めます。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを活用し、環境負荷の軽減機能も検討する中で、GX[※9] の観点から環境にやさしい公園を目指します。

（５）DX と SDGs の推進（KOFU NEXT ACTION 5-1 関係）

デジタル技術を活用した予約システムの導入・スマートロック化等の DX 化を推進するとともに、市民、各種団体、総合型地域スポーツクラブ及び民間事業者など多様な主体との連携により、持続可能なスポーツ公園を目指します。

（６）災害に強いまちづくり（KOFU NEXT ACTION 5-2 関係）

「甲府市地域防災計画」や「山梨県防災公園整備プログラム」において、本公園は防災上重要な施設に位置付けられていることから、平常時のみならず災害発生時における活用を想定したフェーズフリーな公園を目指します。

（７）圏域の発展（KOFU NEXT ACTION 5-4 関係）

公園内の県施設や公園敷地を所有する国、県との連携や、県央ネットやまなしを形成する自治体との共同利用の観点から、多くの人が集い人と人のつながりを生み出す公園を目指します。豊かなスペースを活かした魅力ある施設や、多種多様なイベント等のコンテンツを創出し、市内外から人を呼び込み、年間を通じて賑わう公園を目指します。

6．施設整備基本方針

本公園が目指す将来像の実現に向け、公園全体における整備の基本方針を次のとおり定めます。

① 公共施設等マネジメントの基本方針に基づき、本公園が市民の交流拠点として多様な機能を補完できるよう、まちづくりの視点から再整備を検討するとともに、施設の集約化・複合化を推進します。

② 公園の地形や現状のスポーツ施設配置を活かした再整備を基本とし、不整形箇所の是正や再整備によって生じる余剰地の有効活用を図るとともに、本公園の緑とオープンスペースが持つポテンシャルを最大限発揮します。

③ 近隣住民の利便性に配慮する中で、公園利用者が目的とする施設へ安全かつ円滑に移動できるよう、歩車分離と駐車場の分散配置を行います。

④ 老朽化が深刻なスポーツ施設は、実用性に応じた競技施設としての機能を維持することを基本とし、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮しつつ、多目的・多用途に利用できる汎用性の高い施設へ再整備します。

⑤ 防災公園としての機能を確保しつつ、フェーズフリーやグリーンインフラに配慮した利便性の高い施設へ再整備します。

⑥ 利用者の利便性向上に資する公園 DX や、ゼロカーボンシティの実現に資する GX を推進します。

⑦ 再整備にあたっては、各種補助金や交付金の活用を図るなど様々な財源確保策を検討するとともに、整備後の維持管理、更新費用及び解体費までを見据えた LCC 縮減と平準化の観点から再整備を行います。

⑧ 公園ステークホルダーとのパートナーシップや PPP の導入など多様な主体との連携により公園の価値を共創します。

7．施設個別方針

7-1．野球場（ふじでん球場）

○　軟式野球大会が開催可能なグラウンド機能を維持するものとし、近年の器具性能の向上を踏まえた防球ネットの適正化を図ります。

○　老朽化が深刻な外周壁及び外野スタンドの解体・撤去及び外周のヒマラヤ杉を伐採し、フラットで見通しの良い球場へ再整備します。

○　外野スタンドの撤去に伴い発生する余剰地の有効活用を検討します。

○　老朽化が深刻なスコアボードとバックスクリーンを更新するとともに、外野スタンド内のトイレを廃止のうえ、公園利用者が自由に使用できるトイレを駐車場内に整備します。

○　水はけの悪い内野及びファールグラウンドの改修を行います。

○　受益者負担の適正化を図るため、内野及びファールグラウンドの改修後、使用料の見直しを行います。

整備後イメージ

7-2．庭球場（ふじでん庭球場）

○　Ｂコート北側に庭球場利用者の休憩・観覧スペースを設置します。

○　Ａコート・Ｂコートの休憩・観覧スペースに、急な降雨や熱中症予防に対応する日除けルーフを設置します。

整備後イメージ

7-3．球技場（エフ・ジェイ緑が丘スポーツフィールド）

○　休日ばかりでなく、平日や夜間においてもソフトボールやグラウンドゴルフで幅広い年齢層かつ多くの市民に利用されていることから、今後も増加が見込まれるライフスポーツをはじめとした多種目に利用できるよう、バックネット、グラウンド等の整備を図ります。

○　既存施設の整形化を図るとともに、少年野球、ソフトボール、サッカー等に加え、高齢者に人気の高いグラウンドゴルフ、更には人気が高まりつつあるモルックなどのライフスポーツ等、多目的な用途で快適に利用できるよう、機能性の高い人工芝球技場として再整備します。

○　受益者負担の適正化を図るため、改修後、使用料の見直しを行います。

整備後イメージ

7-4．陸上競技場（ふじでんスタジアム）

○　限られた公園スペースを有効活用する観点から、老朽化が著しい競技場の本部棟を解体し、本公園全体の管理機能を有する「管理事務所」の機能を併設した「総合管理棟」を整備します。

○　新設する総合管理棟は、陸上競技場利用者のみならず、他競技施設の利用者も利用できるシャワー室や更衣室等を配置するほか各種団体の交流や会議に利用できる多目的スペースを確保するとともに、民間施設との合築を視野に入れた公園全体の利便性向上に資する機能を検討します。

○　総合管理棟は、将来的な用途変更や転用等を見据え「スケルトン・インフィル方式等」を取り入れることにより、汎用性の高い施設を整備します。

○　燃料費の高騰に伴う光熱費の上昇は今後も継続していくことを見据え、長寿命かつ省エネ・高効率な最新機器の導入により、ランニングコストの縮減を見据えた施設や設備を整備します。

○　現状の利用実態を踏まえ、競技場の第２種公認は、令和 10 年３月末まで維持するものとし、再整備後は、県大会規模の大会開催や質の高い練習用競技場として活用する第３種認定の整備水準を維持していくことを検討します。

○　劣化が深刻な競技場のメインスタンド、サイドスタンド、バックスタンド及び外周壁は解体・撤去のうえ必要最小限の規模で再整備するものとし、これに伴い発生する余剰地に公園管理用の倉庫を設置するほか、公園機能の向上に向けた跡地活用を検討します。

○　受益者負担の適正化を図るため、改修後、使用料の見直しを行います。

整備後イメージ

7-5．総合管理棟

○　限られた公園スペースを有効活用する観点から、老朽化が著しい現在の管理事務所棟を解体し、陸上競技場の管理棟機能を集約した「総合管理棟」を陸上競技場に新設します。

○　現在の管理事務所棟の解体に伴い不足する公園管理用の倉庫・車庫を新設します。

○　燃料費の高騰に伴う光熱費の上昇が今後も継続していくことを見据え、長寿命かつ省エネ・高効率な最新機器の導入により、ランニングコストの縮減を見据えた施設や設備を整備します。

整備後イメージ

7-6．船出広場・ジョギング・ウォーキング走路　他

○　公園の敷地内を安全に周回できるジョギング・ウォーキング専用走路を新設します。ジョギング・ウォーキング専用走路は、足腰への負担軽減が期待される舗装整備を検討します。

○　既存の芝生広場を活かしながら、イベントやレクリエーション等、多種多様な交流を生み出すとともに、来園者がゆったりと過ごすことができる開放的かつ汎用性の高い空間（オープンスペース）を再整備します。

○　オープンスペースの整備にあたっては、バリアフリー・ユニバーサルデザインを積極的に取り入れるものとします。

○　バスケットボールができるスペースを新設し、施設機能の向上を図ります。

○　公園内の余剰スペースを活用して、中高年の体力維持や、フレイル防止等のため、令和５年度に設置した「ちょいトレ」器具や幼児と児童がそれぞれの年齢に適した多様性に富んだ運動が行える複合遊具を新設し、子どもから大人までが気軽に運動できるスペースを確保します。

○　公園全体の有効活用について PPP の導入を検討します。

整備後イメージ

7-7．水泳場（ふじでん水泳場）

○　公園施設の整備内容による用途地域の変更を見据えつつ、老朽化した管理棟を再整備するなど、全施設のリニューアルを検討します。

○　海のない本市における夏のレジャースポットとして、また、子どもや親子が安心して水と直接触れ合える貴重な場として、利便性の向上を図ります。

○　プール敷地は国有地であることから、国と連携しつつ民間連携の導入可能性を検討します。

※1　広域避難地：県指定の大人数収容避難場所（火災の延焼等から身を守るため、大きな公園等が指定されます。県内では緑が丘、小瀬公園、荒川緑地、櫛形公園の 4 箇所）をはじめ、本市の避難地（土砂災害、地震、大規模火災、内水氾濫発生時。洪水は除く）、応急仮設住宅建設候補地（船出広場、球技場）、他自治体からの応援受入れ拠点候補地、救援物資の補完的な配送拠点及び消防防災ヘリコプター緊急離着陸場（陸上競技場）に指定しています。

※2　フェーズフリー：平常時と非常時のフェーズ（段階、状況）の区分けをなくし、日常の価値と非常時の価値の両方を同時に高めることができる機能やサービスのこと。

※3　DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を社会に浸透させ、生活をより良いものへと変革することを意味する概念。

※4　地球温暖化対策実行計画：省エネルギー化の徹底（省エネ機器の導入）、再生可能エネルギー等の最大限導入（再エネへの転換と導入促進、水素エネルギー活用）、ZEB 化の誘導（地域再生エネルギーの地産地消）、災害時のエネルギーレジリエンス向上、再エネ電気調達の標準化

※5　グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能を活用し持続可能で魅力ある地域づくりを進めることで自然環境の保全、防災・減災及び地域振興の課題解決を図る取組。

※6　Well-being（ウェルビーイング）:個人権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態が持続することを意味する概念。

※7　KOFU NEXT ACTION：本市が目指す都市像の実現と市民の「希望ある未来」に向けた重点施策とその具体的な取組内容を集約した行政計画。

※8　アーバンスポーツ:ボルダリング、スケートボード、BMX、バスケットボール 3×3、スラックライン等のアクティビティの総称

※9　GX（グリーントランスフォーメーション）:カーボンニュートラルや CO2 削減のために取り組む活動や変革等を意味する概念。